

通 知 書

平成 2 4 年 4 月 2 日

〒 1 0 8 - 8 5 0 3
東京都港区芝浦 4 丁目 1 3 - 2
MSビル芝浦ビル
有限責任監査法人トーマツ 御中

〒 8 1 0 - 0 0 0 1
福岡市中央区天神 1 丁目 4 - 2
エルガーラ
有限責任監査法人トーマツ福岡事務所 御中

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 法律事務所

電話番号 [Redacted]

FAX番号 [Redacted]

株式会社さかえ屋等代理人

弁護士 [Redacted]

同 [Redacted]

同 [Redacted]

同 [Redacted]

拝啓 時下益々ご清祥のことと存じ上げます。

当職らは、〒820-0073 福岡県飯塚市平恒432番地6株式会社さかえ屋（以下、「さかえ屋」といいます。）、同社代表取締役社長中野利美氏、同社取締役副社長中野富美子氏及び同社の全グループ会社から委任を受けた代理人として、下記のとおり通知いたします。

平成24年2月2日、さかえ屋は、貴法人に対して、さかえ屋の経営判断の参考とするために（以下、「本件委託目的」といいます。）、同社によって実施される経営改善計画の策定に関する業務を委託しました（以下、「本件業務委託契約」といいます。）。

本件業務委託契約において、貴法人は、さかえ屋の書面による事前の承諾がなしに、本件業務委託契約に基づく報告（以下、「本件報告」）及びさかえ屋の秘密情報を、第三者に開示・漏えいしてはならない義務を負っていましたが（本件業務委託契約書第7条1項、2項及び同第9条1項）。

貴法人は、平成24年3月9日、さかえ屋役員会において、同社代表取締役社長中野利美、同社取締役副社長中野富美子、同社取締役 XXXXXXXXXX 及び同社監査長 XXXXXXXXXX に対して、

本件業務委託契約に基づく経営改善計画の報告等を行いました。

ところが、貴法人は、上記役員会の開催日である平成24年3月9日より前に、株式会社西日本シティ銀行に対して、本件業務委託契約に基づき貴法人が知ったさかえ屋の事業環境、財務状況及び本件業務委託契約に基づき貴法人が作成した報告書等を開示・漏えいしました。

貴法人による上記開示・漏えいは、本件業務委託契約書第7条の情報管理義務及び同第9条の秘密保持義務に違反し、同14条1項1号の本業務委託契約に対する「重大な違反」または背信的な行為があった場合の解約事由に該当します。

したがって、本件業務委託書第14条1項1号に基づき、さかえ屋は、貴法人に対して、本書面をもって、本件業務委託契約を解約します。

また、貴法人におかれましては、さかえ屋が貴法人に対して平成24年3月末に支払った本件業務委託契約に基づく報酬金682,500円を、直ちに、さかえ屋に返還していただくようお願いいたします。

なお、貴法人による情報管理義務違反及び秘密保持義務違反等については、公認会計

法その他関連法令上、重大な違法行為です。
当職らは、貴法人の上記行為について、法的
手続等を検討中であることを付言しておきま
す。

敬具